別表第七を別表第九とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	緊急確保航路
関東地方整備局	千葉港湾事務所	東京湾に係る緊急確保航路
中部地方整備局	名古屋港湾事務所	伊勢湾に係る緊急確保航路
近畿地方整備局	神戸港湾事務所	大阪湾に係る緊急確保航路（大阪府観音埼から兵庫県淡路島佐野川口左岸突端まで引いた線以北の区域に限る。）
	和歌山港湾事務所	大阪湾に係る緊急確保航路（右欄に掲げる区域以外の区域）

別表第六を別表第七とし、別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第一条関係）

地方整備局	緊急確保航路
関東地方整備局	東京湾に係る緊急確保航路
中部地方整備局	伊勢湾に係る緊急確保航路
近畿地方整備局	大阪湾に係る緊急確保航路

附　則

この省令は、公布の日から施行する。